# 地域づくり活動補助金 令和6年度事業2次募集のご案内

## 募集期間 令和6年5月1日(水)~6月26日(水)

## <事業補助>

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るために、区やその他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 1 補助金の交付対象となる団体

(1) 区、NPO団体そのほか地域づくり活動を行う団体

※地域づくり活動として今まで実施された事業の一部は、次のとおりです。

巨大紙相撲大会事業	地域発の紙相撲大会による地元の偉人
	「雷電」にからめた地域おこし
区名所旧跡ガイドブック作成事業	ガイドブックの作成と名所旧跡探訪会
	の開催
多文化共生の地域づくり事業	日本語教室の開催、交流イベントへの参
	加及び広報活動
区音頭の作成事業	区の歌を作成、演奏することにより区の
	活性化を図る

- (2) 団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体
- (3) 政治活動、宗教活動および営利活動を目的としない団体

#### 2 補助金の交付対象となる事業

次の(1)~(3)の条件すべてに該当するもの

- (1) 補助対象団体が自ら考え、自ら行動を起こす公共的な事業
  - ① 社会または不特定多数の者の利益につながるもの(公共性)
  - ② 独自の発想または新たな視点によるもの(独創性)
  - ③ 波及効果または新たな展開が期待できるもの(発展性)
  - ④ 計画および費用が実現可能で妥当なもの(実現性)
  - ⑤ 自立できることが期待されるもの(自立性)
  - ⑥ 国、県の補助金等が終了した事業(特例)
- (2) 令和6年度内(~令和7年3月31日)に完了する事業
- (3) 市の認定を受けた事業

### 3 補助率

(1) 地域の活性化に効果が大きく、かつ公益性の高いもの

また、事業終了後も継続的に活動等が見込めるもの 100分の100

(2) 地域の活性化に効果が大きいと認められるもの

また、事業終了後も継続的に活動等が見込めるもの 100分の75

(3) 事業の内容により、補助の必要性があると認められるもの 100分の50

※同一事業に対する補助金の交付は2回を限度とします。(事業が変われば申請可)

※補助金の採択は、原則として1団体1事業とします。

※事補助額の上限は50万を限度とします。

### 4 補助金の交付対象となる経費

事業の実施に要する経費

ただし、事業を行うのに必要な機器の賃借、業者委託に係る経費の補助については、事 業費の10分の2を限度とします。

例 総事業費 100 万円、機器の賃借・業者委託に係る経費 70 万円の場合

機器の賃借、業者委託に係る経費 70

その他経費 30

100×2/10=20万円(限度額) ←70万円のうち 20万円が補助限度額

20+30 (その他経費) =50万円 (補助対象経費)

$$50 imes$$
  $\begin{bmatrix} 100/100 \\ 75/100 \\ 50/100 \end{bmatrix}$  = 補助額

※事業による収入がある場合の留意点

補助金交付対象経費から収入を差し引いた後、補助額を算出します。

例 補助金交付対象経費 120万円、補助率 100分の 50で、20万円の事業収入がある場合

100×50/100=補助金額 50	自己負担 50	収入 20	120
< 収入を引いた補助金交付対象経費 100 →		差引分	

### <団体補助>

市民による地域づくり活動の活性化をさらに推進することを目的として、地域づくり活動団体等の立ち上がり期や新たな活動を支援するため予算の範囲内で補助金を交付します。

## 1 補助金の交付対象となる団体

(1)新たに発足した団体

設立後、2年以内の区、NPO団体そのほか地域づくり活動を行う団体

(2)新たな活動を行う団体

<u>設立後、2年を超えている</u>区、NPO団体そのほか地域づくり活動を行う団体 ※その他以下の要件を満たす必要があります。

- ア 規約等を定め、活動内容が明らかになっている団体
- イ 団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体
- ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- エ 次のいずれかの要件を満たす活動を行う団体
  - ① 社会または不特定多数の者の利益につながるもの(公共性)
  - ② 独自の発想または新たな視点によるもの(独創性)
  - ③ 波及効果または新たな展開が期待できるもの(発展性)
  - ④ 計画および費用が実現可能で妥当なもの(実現性)
  - ⑤ 自立できることが期待されるもの(自立性)

#### 2 補助金の交付対象となる経費

(1)新たに発足した団体

団体の通常活動に必要な経費。

例 消耗品費

講師に対する謝金・旅費交通費

印刷製本費

通信運搬費等

#### ※対象外経費

・団体の事務所等を維持するための経費

例:団体事務所の家賃、光熱水費

・団体の構成員による会合の飲食代

例:会議の際の食事、茶菓子代、懇親会費

・団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼

## (2)新たな活動を行う団体

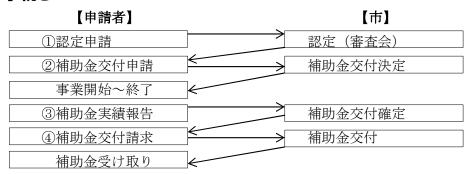
団体の新たな活動(発展性のある活動)の初期投資のために要する経費

## 3 補助率

- (1) 補助率は、経費の2分の1以内
- (2) 補助金の限度額は5万円

※但し、新たに発足した団体に対する補助金の交付は1回限りとします。

## <手続き>



## <チェック表>

はじめに	①認定申請書の提出
	(添付書類)
	□ 団体の規約
	□ 団体の予算書(昨年度の決算書)
	□ 団体の事業計画書(昨年度の事業報告書)
	□ 団体の活動内容がわかる資料 (総会資料、構成員名簿等)
	□ 申請事業の内容がわかる図面、詳細資料(見積書等)
認定後に	②補助金等交付申請書の提出
	(添付書類)
	□ 事業計画書
	□ 経費内訳詳細
	□ 見積書(写し)
事業実施後に	③補助事業等実績報告書の提出
	(添付書類)
	□ 請求書(写し)
	□ 領収書(写し)
	□ 活動報告書
	□ 事業実施時の写真・資料等
	□ 事業の効果がわかる資料
	④補助金等交付請求書の提出

- ※場合によっては、上記以外にも提出をお願いする書類があります。
- ※②~④の様式は地域づくり支援課で用意いたします。必要事項を記入のうえ、提出してください。

## <注意事項>

- (1) 郵送による応募は受け付けていません。書類は、必ず内容等のわかる方が持参してください。事前の相談も受け付けています。
- (2) 自己負担分が生じる場合がありますので実施可能な事業の計画をお願いします。
- (3) 交付決定前に支出された経費は補助対象外となります。
- (4) 補助金のお支払いは、原則として事業完了後になります。概算払を希望する場合は、地域づくり支援課までご相談ください。
- (5) 補助金交付決定額=交付上限額です。実績によっては補助額が減ることがありますが、増えることはありません。
- (6) 認定申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、窓口でのお渡しも可能ですので地域づくり室へお問い合わせください。
- (7) 認定審査会では、5名の審査員が審査を行います。その審査結果により、認定、補助 率等を決定します。申請団体の代表者(もしくは事業内容を説明できる方)は認定審 査会に出席し、事業の説明を行ってください。
- (8) 市の他の補助金の交付を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。
- (9) 本補助金は新年度予算成立が前提となりますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 補助金は申請団体名義の口座に振込みます。

## <問い合わせ・受付窓口>

東御市 企画振興部 地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係

電話:75-5506